

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 7 月 9 日

岩手県公安委員会

委員長 佐藤 ソノ子

岩手県公安委員会規則第 14 号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和 49 年岩手県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| (組織犯罪対策課)<br>第16条の2 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。<br>(1)～(3) [略] | (組織犯罪対策課)<br>第16条の2 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。<br>(1)～(3) [略]<br><u>(4) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の施行に関すること。</u> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。  |   |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。